

介護予防対策の一層の充実を求める意見書

厚生労働省は、社会保障審議会介護保険部会が取りまとめた意見をもとに、介護保険法等の改正案を第186回通常国会に提出した。同省はこの法案で、介護保険の要支援に認定された方への予防給付のうち、訪問介護と通所介護を、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）に移行し、平成29年度までに全ての市町村で実施するものとしている。また、総合事業の適切かつ有効な実施をはかるため必要な指針を公表するとしている。

介護保険は、高齢者の自立支援及び利用者本位のサービス提供を理念としているが、予防給付の訪問介護と通所介護を市町村主体の事業にすることは、サービスの質や量の市町村間格差拡大が懸念されるとともに、要介護者の増加を招く可能性があり、理念に相反する結果となりかねない。

よって、国においては、介護予防対策の一層の充実を図るよう下記の事項について強く要望する。

記

1. 介護予防対策に関する事業の市町村間格差が生じないよう措置を講ずること
2. 介護予防対策に関する事業の実施に伴う市町村への財政支援をさらに充実させること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年3月24日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、社会保障・税一体改革担当大臣